

彦根市 産後ケア事業



●産後ケアの内容

指定された実施施設において出産後の女性や赤ちゃんの体調にあわせて、次のようなケアを受けることができます。

○産婦へのケア ○栄養指導 ○授乳相談 ○育児相談 ○食事の提供(母のみ)

※注意:赤ちゃんだけをお預かりするものではありません。

●利用できる方

彦根市内に住所を有する出産後1年以内の女子等(死産・流産を経験した女性を含む)および新生児・乳児であって、利用が必要と判断された方

例えば・・・
体調の回復に不安のある方
育児に対する不安を感じている方
産後の経過に応じた休養、栄養等の保健指導が必要な方



(利用できない場合)

- ① 母子のいずれかが感染症疾患(麻疹、風疹、インフルエンザ等)に罹患している
- ② 入院加療の必要がある
- ③ 心身の不調や疾患があり、医療介入の必要がある

●利用方法

希望される方は、利用希望日の1週間前までにご相談ください。

保健師等と面談をしてから、日程調整を行います。その際、申請書を記入していただきます。

●サービス区分と1回当たりの自己負担額

サービス区分	自己負担額		利用上限回数
	課税世帯	非課税世帯・生活保護世帯	
短期入所型(ショートステイ)	6,600円	1,000円	6泊まで
通所型(デイサービス)	3,400円	500円	7日まで

●キャンセルの取り扱いについて

利用者から利用の変更または中止の連絡が実施施設の指定の日時まででない場合、実施施設が定めるキャンセル料を、実施施設にお支払いしていただく必要があります。

●問い合わせ先

彦根市母子保健課 〒522-0057 彦根市八坂町1900番地4 くすのきセンター2階
電話 0749-24-3931 FAX 0749-24-5870